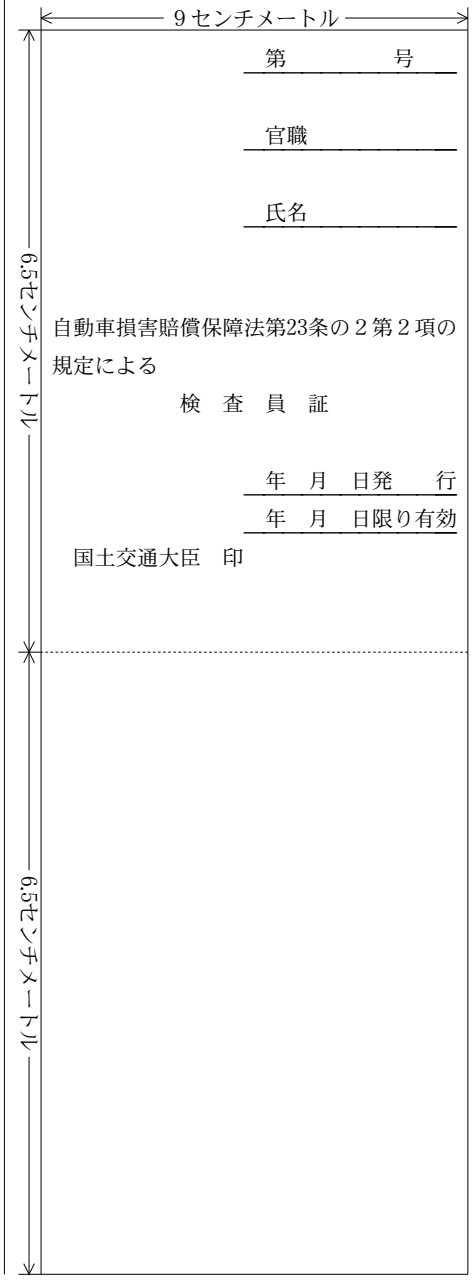
第二十二号様式（第六条関係）

（表）




（裏）

自動車損害賠償保障法抜粋

第23条の２　国土交通大臣は、第11条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　前項の規定により立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第88条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

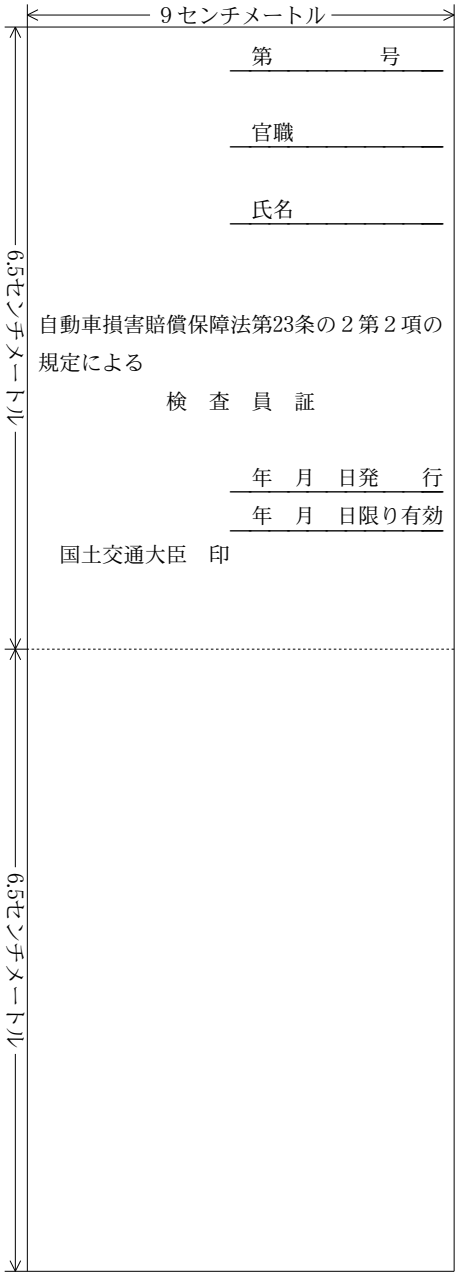
⑴　略

⑵　第23条の２第１項（第23条の３第１項において準用する場合を含む。）又は第82条の２第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

⑶・⑷　略

第二十二号様式（第六条関係）

（表）




（裏）

自動車損害賠償保障法抜粋

第23条の２　国土交通大臣は、第11条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　前項の規定により立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第88条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴　略

⑵　第23条の２第１項（第23条の３第１項において準用する場合を含む。）又は第82条の２第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

⑶　略